

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 1 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700304号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700210号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるとはできない。

請求期間②について、請求者がA社において厚生年金基金の加入員であったと認めるとはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年3月28日から昭和36年10月1日まで
② 昭和34年3月28日から昭和44年12月1日まで

請求期間①について、A社において勤務していた期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が1万円となっているのはおかしい。当時受け取っていた給料は6,000円ぐらいだったので、年金額が下がってもよいから正しい記録に訂正してほしい。

請求期間②について、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和34年3月28日から厚生年金基金に加入していたと記憶しているが、当該基金の記録では昭和44年12月1日から加入員期間とされている。調査の上、請求期間②を厚生年金基金の加入員期間へ訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①に係る請求者の標準報酬月額の訂正請求については、オンライン記録の「被保険者記録照会回答票(資格画面)(照会区分なし)」において、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に基づき、平均標準報酬月額の計算に当たり適用される標準報酬月額である1万円と記録されているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、標準報酬月額の記録は、請求者の記憶する当時の報酬月額と近似していることから、既に平成27年7月10日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間に係る標準報酬月額の記録が1万円と記録されているのはおかしい。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者の請求期間①に係るオンライン記録の標準報酬月額の記録が「被保険

者記録照会回答票（資格画面）（照会区分なし）」においては1万円と記録され、「被保険者記録照会回答票（資格画面）（照会区分2）」においては昭和34年3月からは6,000円、同年8月からは8,000円、昭和35年10月からは7,000円と記録されていることについて、日本年金機構は、「請求者におけるオンラインの表示につきまして、実際の標準報酬月額は『被保険者記録照会回答票（資格画面）（照会区分2）』により確認します。『被保険者記録照会回答票（資格画面）（照会区分なし、または照会区分1に同じ）』につきましては、保険給付につき平均標準報酬月額を計算する際に用いる1万円の表記となって表示されるものです。」と回答している。

また、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条において「昭和44年11月1日前に厚生年金保険の被保険者であった者に関し、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至った者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に1万円に満たないものがあるときは、これを1万円とする。」と定められている。

さらに、今回改めて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の請求期間①に係る標準報酬月額の記録を確認したが、前述の「被保険者記録照会回答票（資格画面）（照会区分2）」に記録されている標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる上、請求者がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を新規取得した同僚の標準報酬月額の記録と比較しても不自然な点は見当たらない。

なお、請求者の厚生年金保険被保険者証において、氏名及び生年月日に書き換えが行われていることが確認できるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の年金記録は、厚生年金保険被保険者証で確認できる記号番号により記録されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者に係る記録には書き換えや修正を行った形跡は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらず、請求者の年金記録に誤りはないことから、年金記録の訂正をする必要は認められない。

- 2 請求期間②に係る請求者の厚生年金基金加入員期間の訂正請求については、i)請求者が加入を主張する厚生年金基金の制度は、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号）により昭和41年10月1日に施行されたものであること、ii)A社が加入していたB厚生年金基金が設立されたのは昭和*年*月*日（昭和*年*月*日官報掲載）であり、請求期間②において設立されていないこと、iii)請求期間②の期間に、同社において勤務していた同僚に厚生年金基金の加入員となっている者はいないことなどから、既に平成27年7月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間②において、厚生年金基金に加入していた。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から新たに提出された昭和48年9月1日付けの厚生年金基金連合会

(現在は、企業年金連合会)からの通知はがきにおいて、厚生年金基金の加入員となった日は昭和*年*月*日であることが確認できる上、企業年金連合会が提出した、請求者に係る厚生年金基金加入員台帳における資格取得時の記録の適用欄に「基金設立」の押印が確認できることから、A社は、B厚生年金基金の設立された昭和*年*月*日に当該基金に加入し、同日に請求者を基金の加入員としたことが確認できる。

また、請求者は、事業主及び同僚への調査を希望していないことから、請求者の請求期間②当時の厚生年金基金への加入状況及び掛金の控除について確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間②において、請求者が厚生年金基金の加入員であったことを認めることはできない。